



Title	歌合判詞における「古歌なり」をめぐって
Author(s)	佐藤, 明浩
Citation	語文. 2004, 80-81, p. 43-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69024
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

歌合判詞における「古歌なり」をめぐつて

佐藤明浩

一

院政期に入る頃から、歌合の判詞に「ふるうた」「ふること」などに言及する例がしばしばみられるようになる。それらのうち、次のような「ふるうた」の用法は、現代人にはいささか奇妙に思われるであろう。

1 承暦二年（1085）「内裏歌合^①」十一番・鹿・右・公実

霧深き山のをのへにたつ鹿は舌ばかりにや友をしるらむ
に対し、左方の実政が「この歌はちかきふるうたなり」と難じている（判者は源顕房であるが判詞には多く左右の難陳が記されている）。これに対する作者公実自身の「こゑばかりこそ人に知らるれ」といふと、友のゆくかたをしるといふ事、「ことことなり」という反論からも、問題にされているのが、承暦五年（1085）「祐子内親王家歌合」十三番・鹿・左・典侍の、

秋霧のはれせぬ峰にたつ鹿は声ばかりこそ人にしらるれ
との類似であることは明らかである。この「ちかきふるうた」については、以前、拙稿において、「ちかき」は時間的距離を示し（兩

歌合の隔たりは二十数年）、「ふるうた」は必ずしも昔の歌の意ではなく、既存の歌とでも解すべきである旨を指摘しておいた。ところが、あらためて当該例を検すると、「この歌」すなわち公実作の右歌が「ふるうた」と断じられているのであり、この点に検討すべき問題が残っている。過去の歌合の作「秋霧の」ではなく、当時詠み出された「霧深き」の歌を指して「ふるうた」と言っている背景には、どのような事情があるのであろうか。

もとより、歌合判詞において、過去の詠作を指して「ふるうた」と言っている例も普通にみられる。

2 元永元年（一二〇）十月一日「内大臣忠通家歌合」（俊頼・基俊^②判）恋・八番・左・盛方

山のはにはつかの月のはつはみしばかりにやかくは恋しきに対し、俊頼判は「前歌は、古歌にかかるうたのあるこちするはひが覚えにや」と言う。あるいは、『新編国歌大観』収載『拾遺抄』の異本歌（静嘉堂文庫蔵本卷七）、

よはにいづるはつかの月のはつかにもあひみし人はいつか忘れ

が「古歌」にあたるかとも考えられるが、いずれにせよ、ここでは過去の詠作を指して「古歌」と言っているのである。

上記の例はいずれも、過去の詠作との類同性から今詠み出された歌（新歌）に新しさの欠けることを批判的にとらえて指摘していることには変わりないであろう。しかしながら、「古歌（ふるうた）」が過去の詠作を指すことのある一方で、新歌を指す場合のあることを、ここでは問題にしたい。「〈新歌〉は古歌なり」という言い方が可能なのはなぜなのだろうか。このような「古歌なり」は「古歌にかはらず」と同趣旨なのだと言えるではあるが、しかし、そのように言い換えて理解することだけではすまされない問題が存しているようだ。

歌合における「古歌」および類同表現については、萩谷朴『平安朝歌合大成』（注¹、以下「歌合大成」）に多くの指摘があるほか、瀬戸理氏³、山田洋嗣氏⁴、三原まさきは氏などに論考がある。また、近時、鳥井千佳子氏⁵の研究発表（口頭）では、歌合判詞における「ふるきつた」「ふるうた」等の例が一覧されてもいる。こうした成果に導かれつつ、本稿では、上記の問題に焦点をしづつて考察をすめる。

二

まず、1と同じく新歌を指して「古歌」と言っていると考えられる例をしばらく観察する。

3 康和二年（1100）「宰相中将国信卿家歌合」（衆議判）六番・後
朝・右・基俊

月草にすれる衣の朝露にかへるけささへ恋しきなやなぞ

について、左方が「右のうたは、ふる歌にはべめれば」と難じ、右方は「ふるうたにはべるらむは、げにさもやたしかにもおぼえはべらす」と反論している。左方が問題にしているのは、『古今集』秋上に載るよみ人しらず歌、

（万葉集・七・古今和歌六帖・六、拾遺集・雜上などにも）
との類同性であろうか。ともかく、右方の「げにさもやたしかにもおぼえはべらす」から、特定の一首との関係が問題にされているらしいことがわかる。これに近い用法で「ふること」とある場合は、必ずしも特定の歌との関係を問題にしているとは限らず、漠然と陳腐な表現であることを言っている例もある。ところが、後に掲げる例からもわかるように、「ふるうた」とある場合には、過去に詠まれた特定の歌との関係から言われていることに注意しておきたい。
同じ歌合に次の例もある。

4 「宰相中将国信卿家歌合」十八番・歴年恋・左・俊頼

君こふとなるみの浦のはまひさぎしほれてのみも年をふるかな右方による論難の「また、ふるき歌には、『はまひさぎ』とよみては、『ひさし』とこそつづくめれ」に対し、「『はまひさぎひさし』とつづくべしと侍るは、いとたへがたし。さらばひとへのふるうたにこそははべらめ」と反論している。「はまひさぎひさし」と続けなければならぬとしたら、たとえば、

浪より見ゆるこ島の浜ひさ木ひさしく成りぬ君にあはずして

（拾遺集・恋四・八奚・よみ人しらず。万葉集・十一）

などとほとんど変わらない歌になってしまふという趣旨であろう。ここでは、新歌を詠んだとしても、それは「ひとへのふるうた」で

あるうという文脈であるから、新歌を指して「ふるうた」と言う例に準じて考えることができる。

5 永久四年(一一〇)「六条宰相家歌合」八番・月・右・顕輔

いかばかりてる月なれやまくすはふもりの下草かずみゆるまで
顕季の判詞に「右歌は『ふるく人のよめりける「もりのしたくさ」ばかりをかへていたる』と、左より申せば、ふるうたにこそは
べめれ」とある。これに関して、山田論文(注4)は「白雲にはね
うちかはしとぶかりのかずさへ見ゆる秋の月(古今・一九一・
題しらず・よみ人しらず)」を指摘しているが、ここで「ふるく人の
よめりける」というのは、千葉篤胤氏、鳥井千佳子氏(注6)の
指摘にもあるように、『六条修理大夫集』にみえる顕季の作、

いかばかりくまなきよはの月なれややへさく菊の数見ゆるまで

(月照菊花)六

を指しているかと思われる。判者は、自作との類似を意識しつつ、

やや韻晦的に述べているのであろうか。この「ふるうた」も、新
歌である「右歌」を指す文脈で用いられている。

6 元永二年(一一〇)七月十三日「内大臣忠通家歌合」暮月・十一

番・右・時雅

山の端にをしむもしらぬ夕月夜いつあり明にならむとすらむ

顕季の判に「右歌は、古歌とこそ思給ふれ。まことに今はものおぼ
えずまかり成にたれば、ひが事なくは持と申べし。『山の端にあか
で入ぬる夕月夜いつあり明にならむとすらむ』かくやとこそおもひ
いだされ侍れ。なにの歌にか、わかき人はおぼえ侍るらむものを
や」とある。引用されている「山の端に」の歌は『金葉集』秋に收
載される(初度本・一度本・三奏本のいずれにもあり)大江公資の

作である。対象となる既存の歌が明示されつつ、新歌が「古歌」と
言われている例である。なお、当該歌合の「又判」(注10)に「右歌は、後
拾遺抄の歌也。ただひと句やかはりたらむ」とある。「後拾遺集」

に相当する歌は見出せず、ここも後に『金葉集』に入った公資の歌
との関係を問題にしているのである。これについては後述する。

7 「奈良花林院歌合」月・五番・左・弁得業

秋のよのふけゆくまに雲はれてそなたの空にする月かけ
冷泉家本の基俊判に「左歌、已古歌也。其歌、『あまのはらよもの
むら雲吹はらひみどりのそらにすめる月かげ』いくばくもかはりた
るともおぼえず」とある。引かれる「あまのはら」の歌は出典未詳。
「已古歌也」としたうえで、具体的に歌を掲げ、その歌と「いくば
くもかはりたるともおぼえず」と言う。「古歌なり」が実質的には
「(既存の歌と) いくばくもかはりた」と同じ意味であることが明ら
かになる例である。

8 「奈良花林院歌合」雪・一番・左・三郎公

雪ふればしるしの杉も花さきて三輪の山辺もいかがたづねむ

同じく基俊判に「左歌、已故歌也。其歌、『に』『ふる雪にしてしるしの
杉もうづもれていづこなるらん三輪のやまもと』とある。二十巻
本の俊判に「左歌は、賀陽院の歌合にありしうたの心なり。ふる
きうたにはよみましたることよかなれ これはえまさらざぞみゆ
る」と記されているのを勘案すると、基俊が引いている「ふる雪
に」の歌は、歌句が若干異なるものの、嘉保元年(一二〇四)「高陽院
殿七番和歌合」雪・七番・左、摂津の作、
ふる雪に杉の青葉もうづもれてしるしもみえず三輪の山もと

俊判と俊頬判の言をただちに直結させて考へることはできないけれども、ここでは同じ趣旨の指摘をしているとみてよいであろう。

「已故歌也」は、具体的には、表現・趣向の類似する既存の歌に「えまさらず」と判断されることを示すと考へられる。ちなみに、俊頬判の言は『俊頬體脳』の記述と共通しており、注意を要するが、ここでは深入りしない。ところで、何が「えまさらず」なのか。もちろん、歌の出来ばえについて評価しているのであるが、新歌が類似の古歌を凌駕して新たな印象をもたらすところがないことを言つてゐるとみておく。俊判では、そうした既存の歌と新歌の関係を前提にして「已故歌也」と言われているらしいことに注意しておきたい。

三

ここまで、ただいま詠み出された歌一首を指して「古歌なり」と断じてゐる例であったが、次のように新歌の一部分を指して「古歌なり」と指摘するケースもある。

9 元永二年（一二二七）七月十三日「内大臣忠通家歌合」尋失恋・三
番・右・忠隆

ありしだにうかりし物をなぞもかく行へもしらぬつらさそぶらむ

顯季の判に「右歌、はじめの二句ぞ古歌なれども」とあるのは、『後撰集』恋五の中務の歌、

有りしだにうかりしものをあかずといづこにそぶるつらさなるらん（五至）

と上一句が一致することを指摘したものであつた。これでも、「古

歌にかはらず」などというのではなく、「右歌」の「はじめの一句」を指して「古歌な（り）」と言つてゐる点では、前節の諸例と同様である。

10 「奈良花林院歌合」桜・四番・左・信永

春の日をなほ長かれと思ふかな花に心のあかぬかぎりは
基俊判に「左歌、すでにすゑの句古歌也」とある。この歌と下句が一致する歌には、『後拾遺集』春上の菅原為信の作がある。

ゆきとまるところぞ春はなかりける花に心のあかぬかぎりは
(九)

11 長承三年（一一四〇）「中宮亮顕輔家歌合」恋・四番・右・維順

おく山の谷の埋れ木人しれず恋に朽ちぬる名こそ惜しけれ

基俊の判に「右歌、初句雖^レ学^ル英花之躰、卒章已旧歌也。其歌云、『うらみわびほさぬ袖だにあるものを恋にくちなむ名こそをしけれ』と引かれるのは、『後拾遺集』恋四に所収の相模の歌（八一五、出典は永承六年（一一〇五）内裏根合）である。

また、次のような例もある。
12 元永元年十月一日「内大臣忠通家歌合」残菊・六番・右・信忠
わが宿の籬にやどる菊なくはなににつけてか人もとはまし

基俊判に「右うたは、後中書王の四条大納言に送られける歌に、『花もみな散なむ後はわが宿のなににつけてか人をまつべき』といへる歌の末にて侍」とある。引かれている「花もみな」は、『後拾遺集』春上に所収の、具平親王が公任に贈った歌（一二七）である。これも「末の句古歌なり」の「古歌」を具体的な作をもつて示したととらえれば、これまでの例に準じて考へることができる。

先の 6 で触れたように、元永二年七月十三日「内大臣忠通家歌合」暮月・十一番・右歌に対し、「又判」に「右歌は、後拾遺抄の歌也。ただひと句やかはりたらむ」とある。「後拾遺集」には該当する歌が見出せず、「金葉集」所収の大江公資の作との関係を問題にしているであろうこと前述のとおりで、歌集名に不審が残るが、それは措いて、ここでは「右歌は、後拾遺抄の歌也」という言い方に注目したい。「右歌」を指して「後拾遺抄の歌」であると言っているのは、先にみてきた新歌を指して「古歌なり」とある「古歌」のところに具体的な作品名があてられた言い方だとみることができるとからである。

次のように、「〔新歌〕は誰々の歌なり」という言い方もある。

13 「奈良花林院歌合」郭公・三番・右・大輔已講

五月闇暗くは暗くほととぎす声はかくれぬものにぞありける
基俊判に「右歌すゑの句堀川大臣殿名歌也。其歌云『さほがはの
霧のあなたになくちどりこゑはへだてぬものにぞありける』いみじ
う残り少なくもとられて侍かな」とある。引かれている「さほがは
の」の歌は、「後拾遺集」冬に「永承四年内裏歌合にちどりをよみ
侍ける 堀川右大臣」として収載されている藤原頼宗の作である。
ここでは、「すゑの句」と、前節の例と同様に歌の部分を指す形で
あり、かつ、誰々の歌という言い方になっている。

14 長承三年(一二〇〇)「中宮亮顕輔家歌合」月・十番・左・親隆

心にも見れば入ぬ月影を山のはのみとおもひけるかな
基俊の判に「左歌、此歌は後冷泉院御時の歌合に、大式三位所詠

之秀歌也。于今多在人口。文字頗雖相違「大意無」違。本歌云、
『山のはも名のみ也けり月影はながむる人の心にぞいる』誠与「故
心相通事者甚興ることにはべれど、歌合之所、頗可」避事歟」と
あり、「山のはも」として引かれる歌は、詠作事情、歌句に相違の
あるものの、「後拾遺集」冬に「冬夜月をよめる」として入る大式
三位の作。

山のはは名のみなりけりみる人の心にぞ入る冬の夜の月(元)
を指すのである。(本歌云)として既存の詠が示されていること
は、いわゆる本歌取りとの関わりから注目されるが、今はこの問
題は措く。後文に「左歌者已旧秀歌也」とも記されているところか
ら、「〔新歌〕は誰々の歌なり」という言い方が、「〔新歌〕は(すで
に)古歌なり」の類に対応するものであることが確かめられる例で
ある。

15 永曆元年(一二〇〇)「太皇太后宮大進清輔家歌合」梅・四番・右

さ夜ふかみ旅ねの床にかをらずは梅さく宿といかでしらまし
通能の判に「右、古歌合歌也」とある。「古歌合歌」は特定できて
いないが、あるいは「顕輔集」に「長承元年十一月廿三日内裏和歌
題十五首」の「梅」題歌としてみえる。

かをらずは誰かしらまし梅の花しらつき山の雪のあけばの(元)
三)

などが意識されているだろうか。

16 嘉応二年(一二〇〇)「実國家歌合」後朝恋・十番・左・敷頼

きぬぎぬのありつる袖をかへすかな又ねの夢に君やみゆると
清輔の判詞に「又ねのゆめ」ちかく「和寺の歌なりと申さるる人
人ありしかど」と記されている。「仁和寺の歌」とは、次の覚性法

親王の歌をいうのである。

かへりつるそのあか月に又ねして夢にぞみつるあかぬなごりを

(出観集 後朝・宍粟。続詞花集・恋中に「仁和寺宮にて人人、

後朝恋心をよみけるに、わらはにかはりてよませ給ひける

宮」として所載、第四句「夢にこそ見れ」)

17 安元元年(一二七五)十月十日「右大臣兼実家歌合」落葉・十番・

左・兼実

楓のやにたえず音なふ木の葉こそ時雨ぬ夜のしぐれなりけれ

清輔の判に「時雨ぬ夜はのしぐれなりけれ」の句、きはやかにて、

相模御の歌とおぼえたり」とあるが、これに相当する相模の作を見

いだしていない。16 とこの清輔判の場合、歌句を具体的に引いて、

誰々の歌と言っている点、「左(右)歌」は何々なりという言い方と同様だとは言いかねない面もある。しかし、16 の「又ねのゆめ」は新歌の一部であり、既存の歌である「仁和寺の歌」の歌句とは同一でないにもかかわらず、「又ねのゆめ」ちかく仁和寺の歌なり」と言われている。17 は「相模御の歌」が特定できていないので、判断材料を欠くが、いちおう、これらもこれまでの類例に含めて考えておく。

なお、「誰々の歌」という言ひ方は「六百番歌合」の難陳の記録にも現れる。

18 「六百番歌合」⁽¹⁴⁾ 恋七・十番・寄海恋・右・家隆

伊勢の海のしほせにさわぐさざれ石のくだけてものを思ふころかな

難陳に「左申云、右歌、重之歌也」とある「重之歌」とは「重之百首」の一首で『詞花集』恋上(三)にも採られた、

風をいたみ岩うつ波のおのれのみくだけてものを思ふころかなであろう。

19 「六百番歌合」夏下・二十番・晚立・右・家隆

夏の日をたがすむ里にいとふらむ涼しくくもる夕立の空

難陳に「左申云、右歌、末句円位歌也」とある。この例については、拙稿(注2)にも触れたが、「円位歌」とは、『新古今集』夏に入集した次の西行の作をいうのである。

よられつる野もせの草のかぎろひてすずしくくもる夕立の空

(未詳)

五

以上、「〈新歌〉は古歌なり」とそれに準ずると考えられる言ひ方をみてきた。ここでまず一つ、確認しておきたいのは、こうした言ひ方が、複数の発言者ないしは判者によって、言われまたは記されていることである。歌合と判者の関わり方は一様でなく、判詞の書かれた態度も区々があるので、それぞれの記述内容は、それらを勘案して検討されるべきであるが、ここでは、そうした事情の差異にかかわらず、「古歌なり」ないしはそれに準する、同様の物言ひが現れるごとに、あえて目録してみる。1 は実政の発言、3・4 は衆議判中の発言(記者は俊頼)、5・6・9 は顯季の判詞、7・8・10・11・12・13・14 は基俊の判詞、15 は通能の判詞、16・17 は清輔の判詞(16 は方人の発言)、18・19 は難陳の記録にそれぞれ現れていた。特定の判者の特有の言い回しではなく、當時、ある程度に通用する言ひ方であったことが確かめられる。

また、衆議の中での相手の歌を批判する発言に現れることからもわ

かるように、このような場合の「古歌なり」とはいわば難の言葉であった。歌合歌には「めづらしさ」が求められる面のあったことを考えれば、当然のことであろうが、ここでは、こうした言い回しが難の言葉として定着しているらしいことに注意しておきたい。

これに関して、次の顕輔の判詞もあわせ考えてみたい。

20久安五年（一二四九）「右衛門督家成家歌合」秋月・三番・左・顕輔

秋ごとに昼にかはらぬ月かけはわが出るをや夜としるらむ

顕輔の判に「左歌は、「おのれなきてや秋をしるらむ」といふ歌のこころなればにや、をかしくはべめり。但、心・詞ともにとりたるを古歌とは申也。心をとりてよめるはをかし。『なににかへたるいのちとかいはむ』とよめるはこれなり」とあるのは、結果的に自詠の解説にもなっている。これについては田中裕氏⁽¹⁶⁾の行き届いた分析があり、「はじめに引かれた歌は拾遺、秋「紅葉せぬ常盤の山にすむ鹿はおのれ鳴きてや秋を知るらむ 能宣」であるが、これと前記顕輔歌とを較べると詞の一一致は極めて少いが、意想の類似は文形のそれにも助けられて著しく：判詞はそれを「心を取りて詠めるはをかし」と言ひ、片や『心詞とともに取りたる古歌』に対立させる」と述べられているとおりである。統いて「古歌」とは古歌を取る意であらうから、世のいはゆる盗古歌がこの場合に当るといふのである」とあるが、ここでは、歌合判詞の「古歌なり」という難に引きつけて考えてみたい。すなわち、「心・詞とともにとりたるを古歌とは申也」を、「新歌」は古歌なり」と言う場合の「古歌」の解説になつてゐるとみるのである。すると、その場合の「古歌」とは既存の歌と意想・詞の両面で一致や類似の度合が高い歌をいうと理解されていたことがわかる。

ところで、先に「古歌なり」という言い方は複数の判者の判詞にみられるることを確かめたが、なかでも基俊の判に多くみられることもまた事実である。基俊については、伝存する判詞の分量が多いことも勘案しなければならないが、いちおう注意しておいてよいであろう。これに対し、平安末から鎌倉初頭にかけて多くの歌合の判者となつた俊成の判詞には、こうした類の言ひ方がみられないようである。前掲18、19「六百番歌合」の判詞に、それぞれ「右、重之歌ならん、不及左右」「右歌、末句四位法師が歌なるよし、左方人申云々」とあるが、これらは難陳の言を受けて言われているもので、判者自らがすんで選んだ言ひ回しではない。俊成も判詞で古歌との関係を指摘することが少なくないが、その場合、問題になる歌を具体的に掲げたうえで、新歌と古歌との関係を丁寧に分析し、ときに指導的姿勢もみせながら、その良否に言い及ぶことが多い。そうした構えをみせる俊成の判詞には、「古歌なり」という断じ方ははじまなかつたのではないかと推測される。さらに憶測するならば、師にあたる基俊の判詞を熟知していたであろう俊成には、「古歌なり」という難がきつい物言いだと思われたのかもしれない。俊成が「古歌なり」という難じ方を意識的に避けていたのではないかとう可能性を考えておきたい。その俊成が、次の『正治二年俊成卿和字奏状⁽¹⁷⁾』では、「古歌なり」に相当する言ひ方をしている。

定家は、かつはすぐたをかへ、詞づかひいひちらし、ふる歌によみ合候はじ、とおもしろくつかまつり候を、このうたよみ候ものどもは、おのづからよろしく候時は、ひとへにふるうた、又ただことばのあやしきをのみよみ候まには、是をそねみ候て、別の字など名をつけてさぶらひて、かまへてあしままに人

にも申ありき候也。

「このうたよみ候ものども」は六条藤家の「季経や経家を指すのであるう」⁽¹⁸⁾が、彼らの歌を指して、できのよい時は「ひとへにふるうた」だと断じている。先の憶測が当たつているとすれば、俊成はこそさらにきつい物言いをしていることになる。

本節において、「古歌なり」などの難の言葉としての内実と性格が、ある程度明らかになったであろう。

六

ここまで、歌合判詞における「古歌なり」とその類例について検討してきた。それによりその実態がおよそ把握できたかと思う。しかししながら、「古歌」が既存の歌を指すことがある一方で、なぜ

「新歌」は古歌なり」という言い方が可能なのかという初めの疑問が解消できたわけではない。歌合判詞の検討によって解明しうることは限られており、「古歌」を他の角度から照射してみる必要を感じるのである。そこで、別稿においては、物語や歌集に現れる「古歌」が再生される場に注目し、やや巨視的に「古歌」のありようを探ることによって、この問題に迫ろうと試みた。詳しくは別稿をご覧願うしかないが、そこでは、古歌（既存の歌）が再生されることに連続して新たに歌が作られる場合、新しい歌を作る代わりに古歌が詠じられる場合、古歌と新歌とが贈答の体をなす場合などのあることを確かめ、古歌の詠誦がときに新歌の詠出と同等の重みをもつことを指摘した。言い換えれば、古歌を詠することと新歌を作るこ

ととの線引きは、現代のわれわれがイメージするほど明確ではないということである。上記のような検討を踏まえ、新歌を指して「古

歌なり」と断じる場合について、「新しく作られた歌を聞いたり読んだりしたとき、表現の類同性によって、記憶の中にある既知の歌（古歌）が呼び起され、頭の中で再生されてしまうことがある。

その古歌の存在感が強い場合には、新歌の表現がそれに塗り込められてしまつて、結果的には、古歌そのものが再生されたのと大差ない印象を残すことになる。そのような場合に、新歌を指して「古歌なり」と断じる発言が出てくるのではないか」と別稿では見通しを述べておいた。これは、本稿第二節末尾で述べた推測ともかかわる。また、先に検討した「新歌」は誰々の歌なり」という言い方につ

いても、同様の事情を考えることができるであろう。

最後に、歌合に関して、もう一点、指摘をしておきたい。別稿では、古歌がさまざまなかつで再生される様相を検討したのであるが、じつは、歌合おいても、既存の歌である古歌がそのまま詠出されることが皆無ではなかつた。

21 永久四年（一一〇）「六条宰相家歌合」四番・郭公・左「有女房」

郭公夏の夜さへぞうらめしきただ一声にあけぬと思へば
顯季の判に「左歌は一百首の歌にひともじもかはらねば、なに事をかは申べき」とあるが、確かにこの歌は、『堀河百首』「郭公」題の顯季の歌と一文字も変わらない、同一の歌なのである。作者名は「有女房」と記されているが、「歌合大成」では主催者である実行の作と考えられている。そうであるとすれば、主催者実行が判者として依頼した顯季の旧詠を用いたことになる。⁽²⁰⁾

22 「奈良花林院歌合」郭公・七番・右・式部公

郭公雲のたえまにもる月のかげほのかにも鳴きわたるかなについては、『金葉集』（一度本）夏に「月前郭公といへることをよ

める「皇后宮式部」(初度本も同様。三奏本詞書「郭公をよめる」)

として、同一の歌がみえる。ここでも旧詠が用いられている可能性がある。歌合における作者「式部公(君)」が皇后宮式部と同一人物かどうかなど問題があるが、いずれにせよ、本歌合の「式部公(君)」の詠には、「桜」「月」題の歌から考へても、既存の歌(古歌)がほぼそのまま用いられたのではないかと思われる。検討すべき事例は他にもあり、また、それぞれに事情を異なる面もあるが、

ここでは、原則として新作を詠出するはずの歌合においても、古歌(既存の歌)が出されたことがあったという事実を確かめておく。

別稿に取り上げたような、折に触れて古歌を詠ずることや、場面に応じて古歌の詞を少し変えて詠むことは、院政期においても行われていたであろう。その一方で、新作をもって臨む歌合においては、その出来はえを競う傾向を強めていった。そうした歌合の場で、本来は隣り合わせのよくな行為であつた古歌をそのまま詠ずることと新歌を作ることとの区別が顕在化したのであろうが、なお、その歌合においても既存の歌である古歌をそのまま用いることが皆無ではなかつた。新作が詠まれるはずのところで古歌が出される可能性を完全には排除できなかつたのである。新歌を指して「古歌なり」と断する難の言葉が出てくる背景として上記の事情を勘案しておく必要があるであろう。逆に言えば、「新歌」は古歌なり」という言い方が可能であるところに、そもそも当時の人たちが歌を詠むということをどのように認識していたかに近づく手がかりがあると考える。

歌合判詞における「古歌なり」の問題について、ここでは一応の見通しを述べておいたが、むしろ、結論を急がずに、こうした手がかりから得られるものを積み重ねることで、当時の和歌にかかるわ認識を

識に接近していくことのほうが大切だと考えている。

「古歌」と「歌めく」こととの関係など、関連して論ずるべき課題もあるが、別の機会を期したい。

注

(1) 歌合からの引用は、とくに断らない限り、萩谷朴「平安朝歌合大成『増補新訂』(同朋舎出版)に拠る。ただし、表記は私意によって改めたところがある。(他書の引用についても同様)

(2) 佐藤明浩「近頃の歌」との類似をめぐって—平安後期～鎌倉初期の意識」(島津忠夫編著『和歌史の構想』和泉書院一九九〇年三月)。

(3) 一瀬恵理「平安朝歌合における類似表現をめぐって」(『横浜国大国語研究』八一九九〇年三月)。

(4) 山田洋嗣「院政期の類同詠に関する諸問題—「歌めく」詠と「めぐらしき」詠との間をめぐって」(和歌文学論集?「歌論の展開」風間書房一九九五年三月)。

(5) 三原まきは「歌子内親王家歌合の性格」(『学習院大学国語国文学会誌』四三二〇〇〇年三月)。

(6) 鳥井千佳子「歌合判詞の「ふるき歌」をめぐって」(和歌文学会第48回大会一〇〇二年一〇月)。

(7) 冷泉家時雨亭叢書『歌合集百首歌集』(朝日新聞社一〇〇一年一月)に拠る。

(8) 日本古典文学大系『歌合集』(岩波書店一九六五年三月)の頭注

(9) 「萩谷朴氏」では、当該歌の「本歌」としている。

(10) 千葉鶴胤「藤原頸輔歌の一考察—月の詠を中心にして」(『日本大学文理学部人文科学研究所研究紀要』六三二〇〇一年一月)。なお、父頸季の作の歌句を変えて頸輔が用いた可能性があることになるが、近親者の作に少々手を加えて詠出する例が、他にも少なからずみられると。検討すべき課題であろう。

(11) 当該歌合の判者は頸季であるが、静嘉堂文庫蔵本等(『歌合大成』乙本)には「又判」が収載されている。追判の判者につき、峯岸義秋校注・日本古典全書『歌合集』(朝日新聞社一九四七年一二月)は当座判同様頸季判とし、萩谷朴『歌合大成』は基俊と推定する。渡辺

晴美「忠通時代の歌合」（和歌文学論集5『屏風歌と歌合』風間書房

一九九五年九月）は、追判者に關して詳細に検討を加え、基俊である可能性は少なく、むしろ俊頗的な傾向があることを指摘する（ただし俊頗と断定することには慎重である）。

(11) 注に同じ。なお、必要に応じて『歌合大成』（底本は宮内庁書陵

部蔵本）により補つた。

(12) 「歌合大成」以後拾遺集歌を指摘し、「基俊判詞『後涼泉院御時の歌合』（大三三位所詠之秀歌也」とするも、永承四年十一月内裏歌合に

この歌なく、大三三位集詞書に『御堂の月見に、人人まかりたりけるに』とある」と言わわれているとおりである。さて、ここでは、通常

「山のは」に「入る」と考えられているが人の「心」にも「入る」

のだとする。「入る」に関わる趣向が共通している。さかのばって、

応徳三年（二〇六）「通宗女子達歌合」六番・月・右「みる人の心に月

の入りぬれば待山のはかひやかならむ」にも同様の趣向がみえ、「心に月のいふことは、ちかき人のしらべたる歌になむあ

る」（通俊判）と指摘されている。また、「袋草紙」下所引、元永元年

（二〇七）六月二十九日「実行家歌合」にも「夏の夜の月はこころにい

りぬればあけゆく空のうらめしきかな」（一番・夏の月・大夫の上、新日本古典文学大系による）の歌があり、「右は、なびやかなれど、

『近き歌合の歌』と左方に侍れば」（顕季判）と指摘されている。「近き歌合の歌」は前掲「通宗女子達歌合」の「みる人の」を指すのであ

ろう。さらに、久安五年（二〇五）「石衛門賢家成家歌合」にも「秋の

夜の月は心に入りにけり山のはとのみな思ひけむ」（秋月・二番・右・重家）と詠まれ、「右歌は、「山のははのみなりけり」いふ歌に

かはりはべらざめり」（顕輔判）と、大三三位歌との類似が指摘され

ている。このように、類同性がたびたび判詞で指摘されているにもか

かわらず、繰り返し同じ趣向の歌が詠まれている。いわば「月、人の

心に入るを節とした」表現が当時の人々にとって和歌的表現として魅力的であったということであろう。このように繰り返し詠まれている趣向は、和歌に対する当時の認識の具体相に近づく手がかりを与えてくれる意味でも注目される。

(13) 中川博夫「中古『本歌取』言説史試論」（講座 平安文学論究 第十

五輯 風間書房 一〇〇一年一月）参照。

(14) 新日本古典文学大系『六百番歌合』（久保田淳・山口明穂校注 波書店 一九九八年二月）に拠る。

(15) 浅田徹「歌合判詞史における白河院政期（一）～（三）」（『文藝と批評』八・三・八・一・八 一九九六年五月・九七年五月・九八年一月）参照。

(16) 田中裕「定家における本歌取－準則と実際と－」（和歌文学の世界

13『論集 藤原定家』笠間書院 一九八八年九月）。

(17) 中世の文学『歌論集（一）』（三井書店 一九七一年二月）に拠る。

(18) 前掲書（注17）、井上宗雄氏の頭注。

(19) 佐藤明浩「古歌の再生」と（伊井春樹編『日本古典文学

史の課題と方法－漢詩・和歌・物語から説話・唱導へ－』和泉書院

二〇〇四年三月）。

(20) (21) (式部公「君」)については、冷泉家時雨亭叢書（注7）の片山享氏

による解題に詳しい考証がある。なお、これについても別の稿で考え